

宿泊キャンセル保険 重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。

また、ごの保険は、被保険者からお申込みの手続きを行っていただくため、被保険者の方も重要事項等説明書を必ずお読みいただきますようお願いします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 …保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 …ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要

注意喚起情報

(1)商品のしくみ

宿泊キャンセル保険(※)は、突然の入院や通院、大雨や大雪による特別警報の発表などのほか、思いがけない理由で宿泊予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。なお、宿泊予約をキャンセルした事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償内容「保険金をお支払いする主なキャンセル事由／てん補割合」の表をご確認ください。

(※)宿泊キャンセル保険は、費用の保険普通保険約款に宿泊キャンセル費用特約をセツトした商品の名称です。

▲偶然な事由によらないキャンセルはお支払いの対象外となります。

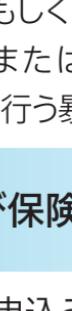
<お支払い対象外となるキャンセル例>

- ・宿泊に行く意思がなくなった等の心変わりによるキャンセル
- ・新型コロナウイルスに感染するかもしれない等の感情に起因するキャンセル
- ・複数プランの予約をし行かないプランをやめた、他のプランに心変わりした等の任意のキャンセル

宿泊キャンセル保険

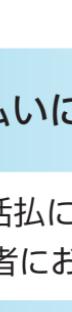
普通保険約款

費用の保険普通保険約款



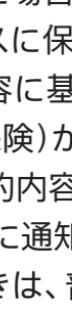
補償に関する特約

宿泊キャンセル費用特約



その他の特約

被保険者による手続きに関する特約(団体用)



共同保険特約

(2)補償内容

被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として宿泊予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は以下のとおりです。

お支払いする保険金(※)=キャンセル料×キャンセル事由に応じたん補割合

(※)保険金額を限度とします

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由

てん補割合

①死亡した場合

②被保険者または同行者の配偶者または親族が死亡した場合

ただし、チェックイン日を含め遅って31日以内の場合に限ります。

③チェックイン日を含め遅って7日以内に入院した場合

④チェックイン日またはその前日に通院した場合(※1)

なお、チェックイン日に被った傷害によりチェックイン日の翌日に通院した場合はチェックイン日に通院したものとみなします。

⑤被保険者または同行者の配偶者または親族のチェックイン日を含め遅って7日以内に入院したことに伴い看護または介護を行った場合

⑥被保険者または同行者の配偶者または親族のチェックイン日またはその前日に通院したことに伴い看護または介護を行った場合

なお、チェックイン日に被った傷害によりチェックイン日の翌日に通院した場合はチェックイン日に通院したものとみなします。

⑦常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合

ただし、チェックイン日を含め遅って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。

・火災・落雷・破裂または爆発(※2)

・風災(※3)、雹(ひょう)災または雪災(※4)

・水災(※5)

・地震・噴火またはこれらによる津波

⑧目的地へ移動するために利用する交通機関にて運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合

ただし、運行時刻が定められている交通機関に限りません。

⑨裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合

⑩使用者の業務命令等(※7)により宿泊日程内に日本国外・宿泊を伴う日本国内への出張、休日の労働を余儀なくされた場合

⑪気象庁による特別警報が発表された場合

⑫チェックイン日またはその前日に交通事故(※8)を起こした場合

⑬チェックイン日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合

⑭道路交通事故に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合

ただし、チェックイン日を含め遅って7日以内の場合に限ります。

⑮妊娠の事実が判明した場合

ただし、宿泊予約申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。

⑯飼っている犬または猫が死亡した場合

ただし、チェックイン日を含め遅って7日以内の場合に限ります。

⑰次に掲げる事由に該当する場合

A. 指定感染症等(※9)にかかったことにより医師の判断で宿泊療養または自宅療養を余儀なくされた場合

I. 国・地方公共団体または医師により指定感染症等(※9)にかかった疑いがあると判断されたため行った検査の結果が判明していない場合

U. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき健康状態の報告を求められた場合

⑱法令に基づき設置された対策本部の長または地方公共団体の長による外出自粛要請に基づき、外出を自粛した場合

⑲①～⑯以外の偶然な事由

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%

30%

100%

50%